

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	9. 環境政策の基盤整備	評価年月日	平成 21 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	総合環境政策局 総務課長 梶原 成元		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※372ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	3 環境情報の整備と提供			
その他関連する個別計画	電子政府構築計画、重点計画 2007 環境技術・環境技術開発の推進戦略について(答申)(平成 18 年 3 月 30 日)				

※環境・循環型社会白書「平成 20 年度環境の保全に関する施策・

平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。				
予算動向		H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>
	金額(単位:千円)	5,446,9609	4,652,319	4,092,854	
	一般会計	5,446,9609	4,652,319	4,092,854	
	特別会計	0	0	0	
施策を構成する具体的手段	<p>【環境基本計画の効果的実施】</p> <p>○各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した同計画に係る取組の普及啓発。</p> <p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</p> <p>○環境大臣宛に意見照会された案件に対する環境保全の見地からの審査の実施、審査に基づく環境大臣意見の提出及び当該事業についてのフォローアップ。</p> <p>○環境影響評価法施行後 10 年に向けて環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究、適切な環境影響評価が行われるために必要な情報提供の推進や技術手法の開発等による環境影響評価制度の充実。</p> <p>○戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(SEA ガイドライン)の適用事例の積重ね及び SEA ガイドラインに基づく環境保全の見地からの環境省意見の提出。</p> <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</p> <p>○環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構の解明・予測、環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種研究開発の実施。</p> <p>○研究開発のための基盤の整備、研究成果の普及。</p> <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</p> <p>○環境情報の体系的な整備(収集、整理、加工)と国民等への情報提供、及び「電子政府構築計画」に基づく行政手続きの電子化や内部管理業務及びシステムの見直し。</p> <p>○国、地方公共団体等における、行政研修(国際研修を含む)・分析研修及び職員研修の実施。</p>				

③施策の方針に対する総合的な評価

【環境基本計画の効果的実施】

○第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。また、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなど、進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。さらに、SEAガイドラインに基づく戦略的環境アセスメント(SEA)の具体的な事例が初めて実施され、当該案件に対して環境保全の見地からの環境省意見を提出するとともに、SEAガイドライン等を踏まえて最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)を取りまとめる等、上位計画におけるSEAの導入に向け一定の進展があった。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」において、平成15年度開始の3課題について、平成20年度より応用研究フェーズから実用化開発フェーズへ移行するなど期待どおりの成果が得られた。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- 環境情報の国民への提供のあり方も含めた環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針となる「環境情報戦略」を、平成21年3月末、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会において策定した。
- 環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加を踏まえると、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。
- 各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。
- 研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。



④今後の主な課題

【環境基本計画の効果的实施】

○各主体が連携した取組を進めることにより具体的な各施策の実効性を高めるとともに、各主体の積極的な取組や施策の効果を明確化することなどを通じ、環境保全に対する積極的な取組が評価される社会となることが課題。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○環境影響評価について、環境に対する新たなニーズに対する法の見直しを含めた対応や最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上、事業者、行政、住民等の間での情報の共有やコミュニケーションの充実、手続を終了した案件のフォローアップ、SEA ガイドラインを踏まえた取組の推進、より上位の計画や政策での環境保全上十分な環境配慮システムの導入が課題。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○産学官連携、地域の優良技術の発掘・実用化などの視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備を進める。

また、中長期を見据えたナノテク技術開発や「21 世紀環境立国戦略」などにおいて、環境エネルギー等日本の技術力による経済成長と国際貢献が重視していることから、我が国の環境技術の情報を国内外問わず、発信することが必要。

○競争的研究資金については、その充実及び連携等の強化が課題。

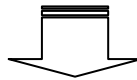
○環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるために、環境や環境政策と社会・経済との相互関係等についての研究を進めることが課題。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

○すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい環境情報の電子的提供が課題。

○環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図ることが必要。

○環境情報戦略の実施のため、その体制の整備や関係府省との連携を構築することが課題。



⑤今後の主な取組

【環境基本計画の効果的实施】

○第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、この結果に基づいて、法の見直しを含めた必要な措置を講ずる。環境影響評価について、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作りの推進、京都議定書目標達成計画や第三次生物多様性国家戦略等の施策動向を受け生物多様性等に関する新たな調査・予測手法の検討をするとともに、新たな事業分野における環境アセスメントの検討を進める。手続を終了した案件のフォローアップの充実を進める。SEA ガイドラインの適用事例の積重ねなどを進めるほか、より上位の計画等の決定に当たってのSEAに関する検討を進める。また、フォローアップの充実、SEA ガイドラインに基づく効果的なSEAの実施のため、体制を強化する。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 平成18年3月の中環審答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」を受けて、その実施状況のフォローアップを毎年実施することとしている。
- 地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。
- 環境研究・技術開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。
- 競争的研究資金について、その充実及び連携の強化を図る。
- 地域の環境研究・技術開発の活性化を図る。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- 環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。
- 環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。
- 環境情報戦略に基づき、関係府省と連携しつつ、戦略に定められている当面優先して取り組む施策を実施する。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 9-1	環境基本計画の効果的实施
	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。
環境・循環型社会白書における位置づけ	7章1節 政府の総合的な取組

関係課・室		環境計画課						
指標の名称及び単位		① (参考)第三次環境基本計画の総合的環境指標(一部) a : 地球温暖化分野 : 温室効果ガスの年間総排出量 (百万 t- CO ₂) b : 物質循環分野 b1 : 資源生産性 (万円/トン) b2 : 循環利用率 (%) b3 : 最終処分量 (百万トン) c : 大気循環分野 c1 : 大気汚染に係る環境基準達成率 (%) c2 : 都市域における年間の 30 超高温時間数・熱帯夜日数 d : 水環境分野 d1 : 公共用水域の環境基準達成率 (%) d2 : 地下水の環境基準達成率 (%) e : 化学物質分野 : PRTR 対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量 (t/年) f : 生物多様性分野 : 脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合 (%) ② (参考)環境白書ホームページアクセス件数						
		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値
指標	a	1,355	1,358	1341	—	—	H22 年度	1,231
	b1	31.1	32.9	34.8	—	—	H22 年度	約 39
	b2	11.9	12.1	12.5	—	—	H22 年度	約 14
	b3	35	32	29	—	—	H22 年度	約 28
	c1	89.2	91.3	90.7	94.4	—		
	c2	41	31	20	31	—		
	d1	85.2	83.4	86.3	85.8	—		
	d2	92.2	93.7	93.2	93.0	—		
	e	31,496	31,601	27,906	27,326	—		
	f	18.1	18.1	19.7	22.9	—		
	②	268,768	364,376	353,392	344,669	365,566		
目標を設定した根拠等		基準年根拠等			基準年の値			
		第三次環境基本計画						
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>○第三次環境基本計画(平成 18 年 4 月 7 日閣議決定)の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。</p> <p>【必要性】</p> <p>○政府全体の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることについては、喫緊の課題となっている。当該課題に対応し、持続可能な社会を実現するに当たっては、環境保全に関する施策が大きな広がりを持ち、長期的な取組を必要とする自然環境・地球環境の保全を対象としていることから、国、地方公共団体、民間事業者や国民一人一人が協力し認識を共有した上で、すべての構成員が環境保全の施策に参画することが求められる。そのためには、政府全体の環境政策の方向と取組の枠組みを明示する環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画の理念と道筋を各主体が共有し、取組を着実に実施することが必要である。</p> <p>【有効性】</p> <p>○第三次環境基本計画(平成 18 年 4 月 7 日閣議決定)は、次のような各主体が共通認識を持ち環境保全の施策への参画を進めるための必要な枠組み等を構築することを通じ、各主体の総合した成果として、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効果的な展開に資するも</p>						

のである。

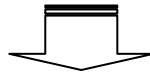
- ・関係府省は経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することとし、政府全体として環境保全の施策に取り組むこと
- ・国土利用計画などの各種計画と環境基本計画との調和を保つことにより、政府における環境保全施策の総合的な推進について環境基本計画と連動して展開されること
- ・国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割を明確化することにより、各主体の環境保全の取組を進めるうえで有効に利用され、環境教育・環境学習などの場においても広く活用されること

○平成 18 年に閣議決定された第三次環境基本計画の進捗状況について、平成 20 年に第 2 回点検と同結果の閣議報告を行ったことにより、同計画がさらに推進され、環境保全に関する施策の効果的な実施に資することとなる。

【効率性】

○第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、実効性の確保に資するために、環境の状況、取組の状況等を総合的に示す指標(総合的環境指標)を導入している。当該指標を活用し、中央環境審議会による同計画の関連する施策も含めた有効性や効率性を踏まえた総合的な点検・評価を毎年実施することにより、同計画の着実な進捗を図り、もって、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効率的かつ効果的な展開に資することとなる。

○インターネット等を始めとした各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供することを通じて、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行い、環境保全に関する施策の効果的な実施に寄与した。特に、環境白書の普及啓発に当たっては、「図で見る環境・循環型社会白書」、「子ども環境白書」など、利用者のニーズや多様な利用形態を想定した普及を行い、「英語版環境・循環型社会白書」については北海道洞爺湖サミットで広く配布したほか、「白書を読む会」を開催することで、受け手側との双方向性を確保し、啓発活動を効率的に進めた。



<今後の展開>

- 引き続き、第三次環境基本計画に基づいた効果的な施策の実施、同計画の各年毎の点検、必要に応じた計画の変更を行う。
- 引き続き、国のその他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとする。
- 第三次環境基本計画を踏まえ環境配慮の方針の見直しを行う。
- 引き続き、啓発対象に合わせた柔軟かつ多様な手法を展開することにより、環境基本計画に係る取組等の普及啓発を効率的に進める。

目標 9-2	環境アセスメント制度の適切な運用と改善
	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。
環境・循環型社会白書における位置づけ	7 章 2 節 環境影響評価等
関係課・室	環境影響評価課
指標の名称及び単位	①(参考)環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)[件] ②(参考)地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数[制度]

指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値
指標	①	152(102)	161(111)	169(119)	177(127)	—	—
	②	4	4	4	5		
目標を設定した根拠等	基準年	—			基準年の値	—	
	根拠等	—					
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。また、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、環境影響評価に関する情報を、インターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなど、進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。さらに、SEA ガイドラインに基づく SEA を含む具体的な事例が初めて実施され、当該案件に対して環境保全の見地からの環境省意見を提出するとともに、SEA ガイドライン等を踏まえて最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)を取りまとめる等、上位計画における SEA の導入について進展があった。</p> <p>【必要性】</p> <p>○環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。</p> <p>○環境影響評価法附則第7条において、施行後 10 年を経過した場合において法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、法施行後 10 年目を迎える平成 21 年に向けて、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施することが必要である。</p> <p>○事業者が住民等の意見に配慮して適切な環境配慮が図られるためには、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供することで、環境影響評価法に対する住民等の理解や手続への住民等の参加を促すことが必要である。</p> <p>○環境に対する新たなニーズへの対応や、最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上が常に求められており、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討が必要である。</p> <p>○戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地域における環境影響評価に係る体制の強化が必要である。</p> <p>○戦略的環境アセスメントについては、平成 18 年度に上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについて共通的な手続等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」をとりまとめたところであり、同ガイドラインを踏まえて取組についての検討や実施事例の積重ねを進めることが必要である。</p> <p>【有効性】</p> <p>○環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や地方公共団体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正を受けた主務省令の改正(平成 18 年 3 月)により、環境影響評価の客観性や透明性の向上が図られている。</p> <p>○平成 20 年度は環境影響評価法に基づく手続が6件完了し、環境配慮の徹底が図られた。また、平成 20 年度には、手続の中で環境大臣に対し意見照会があった6件について、希少種の保全対策の適切・確実な実施や道路交通騒音に対する適切な措置等を求める環境大臣意見を述べることで、適切な環境配慮を図るという期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究については、学識経験者等からなる環境影響評価制度総合研究会を現在までに計7回開催しており、現状と課題の整理、関係者ヒアリング、課題ごとの論点整理に向けた検討を行っている。</p>						

- 技術に関する情報収集については、環境影響評価の対象事業に関連する環境保全措置に係る情報の整理・分析を行い、環境保全措置の検討に資する環境技術情報及び実施事例等に関する知見の提供について検討を進め、事業者や審査主体による環境保全措置の検討の効率化が図られ、期待どおりの成果が得られた。
- ホームページによる情報提供により、環境影響評価制度の内容と手続き中の案件の周知を行っているが、平成 20 年度には新たに環境影響評価法による評価書 11 冊、条例による評価書の概要情報を掲載することで、環境影響評価制度に対する関係者の理解を深め、環境影響評価手続への住民等の参加を促すことができ、期待通りの成果が得られた。
- 技術手法の精度の向上のための検討を行い報告書等としてとりまとめて提供することにより、より適切な環境影響評価が行われるとともに評価の信頼性が高くなることから、期待通りの成果が得られた。
- 戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所組織規則を改正するなど、地域における環境影響評価に係る体制の強化に一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。
- SEA については、国土交通省において SEA を含むものとして平成 20 年 4 月に「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」が取りまとめられた。また、SEA ガイドラインを受け、環境省が設置した学識経験者検討委員会における検討を踏まえ、最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)を平成 21 年 3 月に取りまとめた。SEA ガイドラインに基づく SEA の実施については、那覇空港構想段階の検討に対して SEA が実施され、環境保全の見地からの環境省意見を述べた。地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数(参考指標②)については、平成 19 年度末に千葉県が実施要綱を策定し 1 件増加した。このように、SEA の導入について一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。

【効率性】

- 環境影響評価制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることができる。
- 戦略的環境アセスメントによる上位計画や政策の決定の段階で環境保全上の配慮を行うことにより、事業実施段階で環境保全上の配慮を行う場合に比べ、より少ないコストで大きな環境保全上の効果が期待できる。

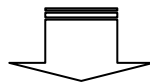


<今後の展開>

- 環境影響評価法については、平成 21 年 6 月に完全施行から 10 年を迎えるところであり、環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、この結果に基づいて、法の見直しを含めた必要な措置を講ずる。
- 平成 16 年度に見直しが行われた基本的事項については、内容全般について概ね 5 年程度を目途として点検をすることとされており、第 2 回点検のための検討を進める。
- 生態系分野に関する調査・予測手法の検討、環境保全措置に関する環境技術情報等の体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作り、方法書等の閲覧や意見提出における IT の活用や、より分かり易い方法書等の作成の促進、関係者間のコミュニケーションの促進、新たな事業分野における環境アセスメントの検討などを通じて、開発事業へのより一層の環境配慮の統合を図る。
- SEA ガイドライン等を踏まえて、引き続き、取組についての検討や実施事例の積重ねを進め、それら取組の状況等を踏まえて SEA ガイドラインの充実を図る。さらに、より上位の計画や政策の決定に当たっての SEA に関する検討を進める。
- 環境影響評価手続を終了した案件のフォローアップの充実、SEA ガイドラインに基づく効果的な SEA の実施のため、地方環境事務所の体制の整備・強化を引き続き進める。

		環境問題に関する調査・研究・技術開発						
目標 9-3		環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種の研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。						
環境・循環型社会白書における位置づけ		7 章第 3 節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等						
関係課・室		環境研究技術室、環境計画課						
指標の名称及び単位		①ナノテクノロジーを活用した環境技術開発[開発数/着手]						
指標年度等		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値
指標		0/5	0/6	0/6	3/8	5/8	H19 年度末 H20 年度末 H21 年度末	【技術の実用化数】 3 5 6
目標を設定した根拠等		基準年	H15 年		基準年の値	—		
		根拠等	環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)					
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>○新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」において、平成 15 年度開始の 3 課題について、平成 20 年度より応用研究フェーズから実用化開発フェーズへ移行するなど期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【必要性】</p> <p>○地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第 3 期科学技術基本計画(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定)においても科学技術は国力の源泉であり、環境問題などの地球規模の課題解決のために役立つことがこれまで以上に求められることになると指摘されているところである。そのため、環境ニーズを踏まえた上で、高機能で効果的な環境技術・システムの開発を推進することや、環境技術の普及を促進することにより、我が国の科学技術の発展と環境産業の振興に寄与</p>						

	<p>する必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○競争的資金の運営にあたっては事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。また、成果発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して研究成果の普及・広報が図られた。</p> <p>○ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発について、産学官の英知を結集し、これまでにない新しい環境技術を開発し、測定技術や有害物質除去技術の環境保全施策を高度化することにより、環境保全の推進、環境汚染の未然防止、環境測定の迅速化・簡便化による環境負荷低減コストの削減が図られ、開発された技術の波及効果により、新たな環境ビジネスの創出や活性化に資することが期待される。</p> <p>【効率性】</p> <p>○競争的資金(環境技術開発等推進費)については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定することにより、高い効率性・競争的環境を確保している。競争的資金及び公害防止等試験研究費については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、研究技術開発を効率的・効果的に推進している。また、中間・事後評価指標の厳格化や、研究管理を行う PD(競争的資金制度と運用を統括する者)、PO(研究課題の選定、評価等を行う責任者)を設置するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。</p>
--	---



<今後の展開>	
○研究・技術開発成果の社会還元の効率化を図るため、「環境技術開発等推進費」と「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」の統合を図った上で、戦略指定領域(トップダウン型)の拡充、戦略一般領域(ボトムアップ型)における「統合的・総合的研究枠」の新設を行い、平成 21 年度から実施。	
○諸外国の政策動向等の調査分析、各都道府県における太陽光発電の普及促進のための戦略等を検討する。	
○地域における科学技術の振興及び産学官連携の推進のため、地方環境研究所を中心とした人材ネットワークの形成等を図る。	
○環境や環境政策と社会・経済との相互関係等についての先進的研究を行う。	

	環境情報の整備と提供・広報の充実
目標 9-4	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。
環境・循環型社会白書における位置づけ	7 章4節 環境情報の整備と提供・広報の充実
関係課・室	環境情報室、広報室、環境計画課
指標の名称及び単位	① 環境情報に関する国民の満足度[%] ② (参考)環境省ホームページアクセス件数[百万アクセス] ③ (参考)環境省ホームページファイル数[万ファイル] ④ (参考)環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数[百万アクセス]

指標年度等		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年 (毎年度更新)	目標値
指標	①	-	-	24.9	17.7	(P)	-	90
	②	117	162	197	234	(P)	平成 19 年度	190
	③	18	22	34	32	(P)	平成 19 年度	25
	④	-	-	3.2	4.4	(P)	平成 19 年度	3.5
目標を設定した根拠等		基準年 根拠等	-		基準年の値	-		
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境情報の国民への提供のあり方も含めた環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針となる「環境情報戦略」を、平成 21 年3月末、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会において策定した。 ○環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加を踏まえると、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。 ○各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。 ○研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様々な環境問題の克服には、国民各界各層・各主体の取り組みが原動力となることから、これをさらに促進するため、環境情報を分かりやすく、かつタイムリーに国民に提供できるITのより一層の活用が重要である。 ○環境行政を担当する職員の育成、職務能力の向上を図ることは、環境行政の各種政策を推進するうえでの基盤として必要不可欠である。 <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ITを活用した環境情報の基盤整備については、環境情報の収集、整理、提供を効率・迅速かつ的確に推進する上で必要不可欠であり、環境省ホームページについては、高齢者や障害者に配慮しつつ、海外向けページを拡充する等、広く国民や海外在住者に対する利便性の向上を図っており、利用者の視点に立った環境情報の提供に寄与している。 ○研修については、今後とも環境行政の新たな展開に対応して研修内容の充実を図り、新規施策への対応能力を有した職員を育成することが重要。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境情報の一体的・体系的な整備と提供については、具体的効果は見えにくいものであるものの、ホームページアクセス件数の増加に見るように、国民のニーズに応えているという意味では一定の効果が得られている。なお、ITを活用した環境情報の基盤整備については、国が行うべき基本的な責務に要する費用として、効率的なコスト負担となるよう、システム及び運用管理の集約を図るなど継続的な取組みが必要。 ○各種媒体による広報活動の実施や「環境月間」における地方公共団体等と協働した関連行事の実施など、効率的な広報の実施に努めている。 ○新たなニーズに対応した研修の見直し等を継続的に実施し、効率的な研修の実施に努めている。 						



<今後の展開>

インターネットの普及に伴い環境省ホームページを利用する主体や利用目的も多様化している状況を踏まえ、利用者本位の環境情報を整備すると共に、様々な個別ページについて、デザインや文書の構造など利用者視点からの見直しを行う。なお、環境省ネットワーク（共通システム）最適化計画に基づく情報基盤の整備を、平成23年度までに実施する。

関係機関の協力も得て、各種媒体を通じた広報活動を年間を通して行う。「環境の日」を中心とした「環境月間」には、国、地方公共団体、民間団体、産業界など広く国民各層の協力の下に、関連行事を実施する。

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

【環境研究技術】

公害防止等試験研究費（一括計上）について、環境省設置法第4条第1項第3号に基づく施策

【環境情報】

環境基本法、「電子政府構築計画」等の電子政府の施策

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20 当初			H21 当初			H22 反 映		
9-1	①国土利用計画に係る環境保全施策の策定の検討		2,309			2,310				
	②環境行政年次報告書作成費		12,272			12,272				
	③環境保全経費の見積りの方針の調整事務費		2,256			2,264				
	④環境基本計画推進等事務費		1,122			2,425				
	⑤環境基本計画及び環境白書に係る普及啓発(H21 予算事項名 環境基本計画に係る普及啓発)		20,516			5,700				
	⑥指標に基づく第三次環境基本計画の実施状況調査経費		15,241			15,245				
9-2	①環境影響評価制度等推進費		37,645			37,972				
	②環境行政年次報告書作成費		36,303			29,555				
	③環境保全経費の見積りの方針の調整事務費		18,647			18,173				
	③環境影響評価制度充実推進費		18,647			18,173				
	④環境影響評価技術調査費		28,451			48,351				
	⑤環境影響評価審査実施経費		23,430			20,446				
	⑥環境影響評価追跡調査費		17,757			14,465				
⑦環境影響評価体制強化モデル事業		11,057			10,779					
9-3	①公害防止等試験研究費（一括計上予算）		742,326			616,052				
	②環境技術開発等推進費（H21 予算事項名 環境研究・技術開発推進費）		836,000			1,160,000				
	③環境研究連絡調整等経費		7,761			7,761				
	④ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業（H21 環境研究・技術開発推進費に統合）		453,000			0				
	⑤環境研究・技術開発推進事業		24,141			48,514				
	⑥環境技術実証事業		182,915			174,891				
	⑦地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業		43,959			41,294				
	⑧環境研究・技術開発の戦略的発信事業		9,449			9,717				
	⑨環境試料タイムカプセル化事業		80,465			84,269				
	⑩地方における環境調査研究機能強化費		—			3,764				
	⑪太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費		—			30,000				
	⑪世界最先端の環境経済研究		—			—				
	*酸性雨調査研究費(2-2)		55,024			55,024				
*黄砂による大気汚染物質の輸送に関する調査研究費(2-2)		—			—					
*衛星搭載用観測研究機器製作費(2-4)		300,000			300,000					

	*気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費(2-4)	262,951	262,951	
	*大気汚染特別調査費(3-1)	1,366	1,366	
	*微小粒子状物質等の曝露影響調査研究費(3-1)	279,058	279,058	
	*騒音による住民反応(不快感)に関する社会調査(3-2)	8,006	8,006	
	*環境汚染等健康影響基礎調査費(3-5)	104,188	104,188	
	*農業対策調査研究費(3-5)	56,833	56,833	
	*廃棄物処理等科学研究費(4-3)	1,135,000	1,135,000	
	*化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価・試験法開発及び国際協力推進経費(6-1)	363,920	363,920	
	*化学物質の内分泌かく乱作用等についてのリスク管理のための社会システム構築事業(6-1)	66,470	66,470	
	*化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費(6-1)	567,999	567,999	
	*国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査(6-4)	104,650	104,650	
	*イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(7-1)	52,194	52,194	
	*イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査費(7-1)	19,199	19,199	
	*水俣病に関する総合的研究(7-2)	46,618	46,618	
	*国立水俣病総合研究センター調査研究費(7-2)	343,021	343,021	
	*環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(7-4)	5,796	5,796	
9-4	①情報基盤の強化対策経費	1,152,375	1,152,375	
	②環境月間関連行事開催等実施経費	66,120	66,120	
	③国民との直接対話による環境政策評価推進経費	5,531	5,531	
	④環境行政普及徹底費	42,653	42,653	
	⑤環境情報戦略策定等事業費	11,851	-	
	⑥環境政策研究調査等経費	35,020	35,020	
	⑦環境保全に関する調査、研修等に必要経費	153,635	153,635	
	⑧上海国際博覧会関係費	-	20,910	

(注)「*」の事業については、平成20年度から、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

廃止する予算事項についての検証

予算事項番号	廃止する理由	今後の対応策

特記事項

<政府重要政策としての該当>

- 「電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004年(平成16年)6月14日一部改定)、「重点計画-2007」(2007年(平成19年)7月26日IT戦略本部決定。)等の電子政府の施策に基づき、国民の利便性・サービスの向上のための取組、ITを活用した業務改革を行うための取組、情報セキュリティ対策の充実・強化の取組、電子政府の推進体制の整備・充実のための取組を政府全体で推進する
- 施政方針演説:第169回国会(平成20年1月18日)

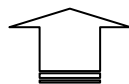
<当該施策に係る府省庁>

- 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省【目標9-2】

<昨年度評価書からの変更点>

各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	9-1- a	(参考)(地球温暖化分野)温室効果ガスの年間総排出量
	9-1- b1	(参考)(物質循環分野)資源生産性
	9-1- b2	(参考)(物質循環分野)循環利用率
	9-1- b3	(参考)(物質循環分野)最終処分量
	9-1- c1	(参考)(大気循環分野)大気汚染に係る環境基準達成率
	9-1- c2	(参考)(大気循環分野)都市域における年間の30 超高温時間数・熱帯夜日数
	9-1- d1	(参考)(水環境分野)公共水域の環境基準達成率
	9-1- d2	(参考)(水環境分野)地下水の環境基準達成率
	9-1- e	(参考)(化学物質分野)PRTR 対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量
	9-1- f	(参考)(生物多様性分野)脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	9-2-	(参考)環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)
	9-2-	(参考)地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数
	9-3-	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
	9-3-	環境技術の環境保全効果等の実証着手分野数・体制確立分野数
	9-4-	環境情報に関する国民の満足度 [%]
	9-4-	環境省ホームページアクセス件数
	9-4-	環境省ホームページファイル数
	9-4-	環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数
	指標の解説	9-1- a
9-1- b1		: GDP/天然資源等投入量
9-1- b2		: 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量)
9-1- b3		: 廃棄物の埋め立て量
9-1- c1		: NO2 (自排局) についての達成率 (達成測定局数/有効測定局数で算定 (全国))
9-1- c2		: 東京都の年間の熱帯夜日数
9-1- d1		: BOD (河川)・COD (湖沼・海域) の環境基準達成率
9-1- d2		: 地下水の水質汚濁に係る環境基準達成率
9-1- e		: PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量の合計 (大気)
9-1- f		: 脊椎動物について、絶滅のおそれのある種数/評価対象種数
9-2-		: 環境影響評価法施行後、法に基づく環境影響評価手続を実施した案件数 (既に手続きを終了した案件、或いは現在手続中の案件の累積)
9-2-		: 上位計画等に係る環境影響評価に係る環境影響評価を制度化している地方公共団体数
9-3-		: ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発を行っている技術数
9-3-	: 環境技術実証モデル事業を行っている対象技術分野の数	
9-4-	: 「環境にやさしいライフスタイル実態調査」中、「環境情報の満足度」における 15 項目の満足度 (「十分満足している」又は「まあ満足している」と答えた人の割合) の平均値	
9-4-	: インターネットを通じ環境省ホームページ (トップページ) にアクセスされた件数	
9-4-	: 環境省ホームページに掲載されているファイル数 (情報量)	
9-4-	: インターネットを通じ環境省ホームページ (英語版ページ) にアクセスされた件数	
評価に用いた資料等		



指標に影響を及ぼす外部要因	
---------------	--